

# 農業経営基盤強化準備金制度とは？

平成27年度版

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金<sup>(注)</sup>を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、**圧縮記帳**※1ができます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 5年間積み立てて、6年目に農地等を取得した場合



## 準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)



## 農業用固定資産の取得

農用地、農業用の建物・機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で

### 圧縮記帳

- ① 準備金取崩
- ② その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H21年に積み立てた準備金は、H27年に5年を経過し、H27年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H27年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。)

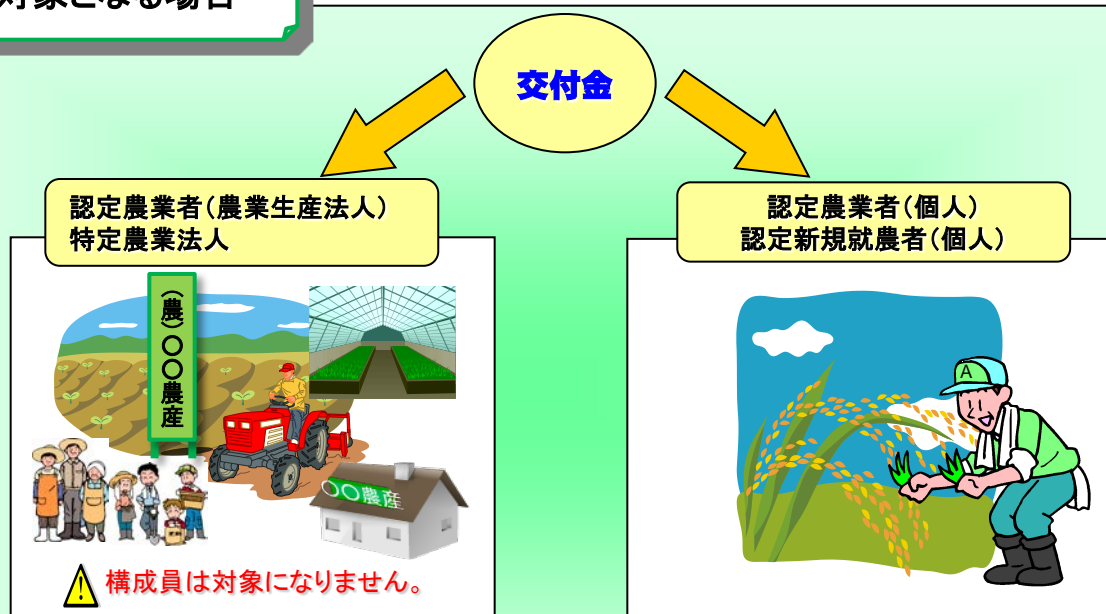
# 特例の対象となる農業者・計画

- 認定農業者(個人・農業生産法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 認定新規就農者(個人) ⇔ 青年等就農計画
- 特定農業法人(認定農業者を除く) ⇔ 農業経営改善計画と同様の計画



交付金の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う農業者が対象です。

## 対象となる場合



注) それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画等に**、この特例を活用して**取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件**となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画への記載・承認が必要**となります。)

## 対象となる交付金

(平成27年度予算)

### ○経営所得安定対策の交付金

- ・畑作物の直接支払交付金
- ・水田・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金
- ・収入減少影響緩和対策移行円滑化交付金
- ・米の直接支払交付金
- ・水田活用の直接支払交付金

## 対象となる資産

### 注意

トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。  
中古品も対象となりません。

### ○農用地

農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地  
[基盤法第4条第1項第1号]

### ○農業用の建物・機械等

- ・農業用の建物(建物附属設備)
- ・農業用の構築物
- ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きょ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

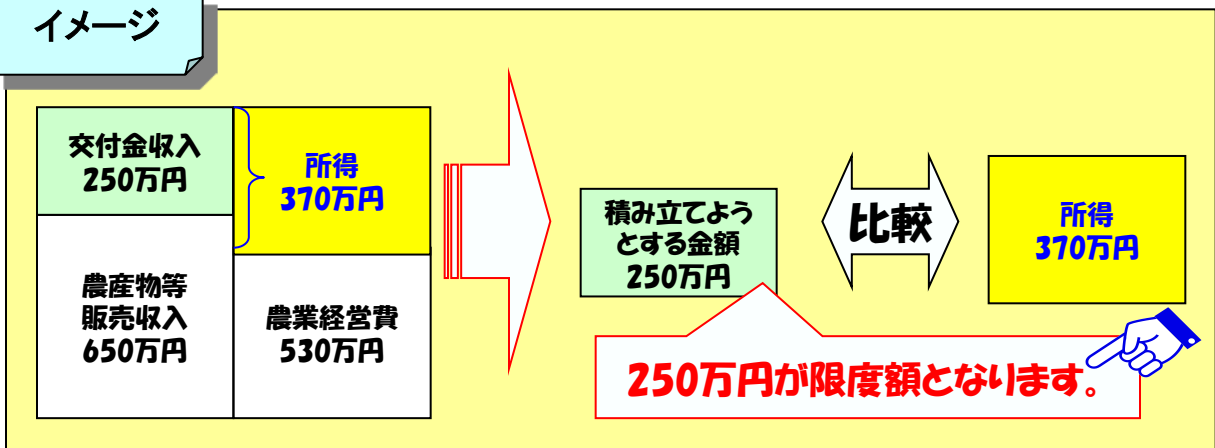
# 必要経費(損金)算入限度額

## (1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

### イメージ

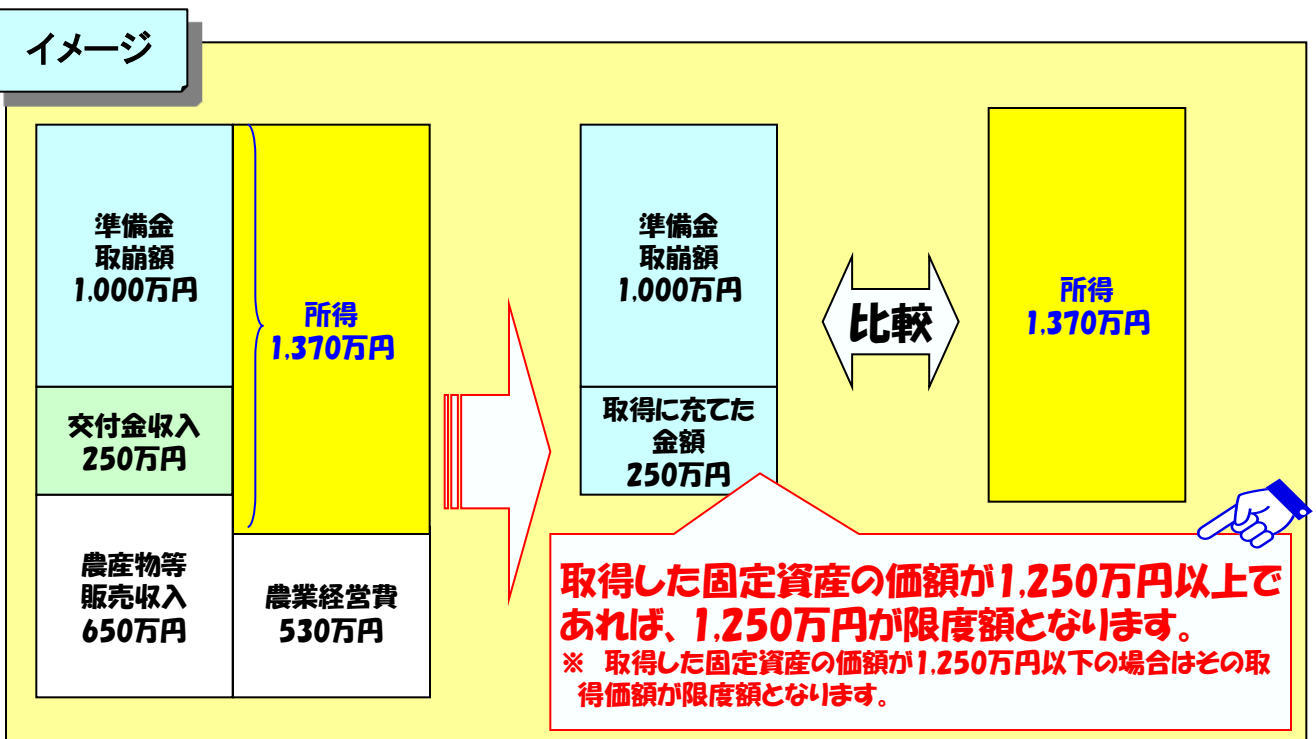


## (2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

### イメージ



# 農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

認定農業者  
農林さんの場合

( 所有水田:6.0ha、転作率1/3  
(米:4.0ha,麦2.0ha,大豆2.0ha) )

(単位:万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B + C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E + F)	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A - D)	120	370
税額 (G × 12% ※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。  
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用  
固定資産  
1,500万円

固定資産の 帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

収入(益金) 1年目に積み立てた 準備金の取崩額 250万円
---

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

30万円の納税  
(250万円 × 12%)

取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進!!

## 農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金を 受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金収入 (収入)	〇〇
準備金を 積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤 強化準備金	〇〇
準備金を 取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を 取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	△△	固定資産	△△

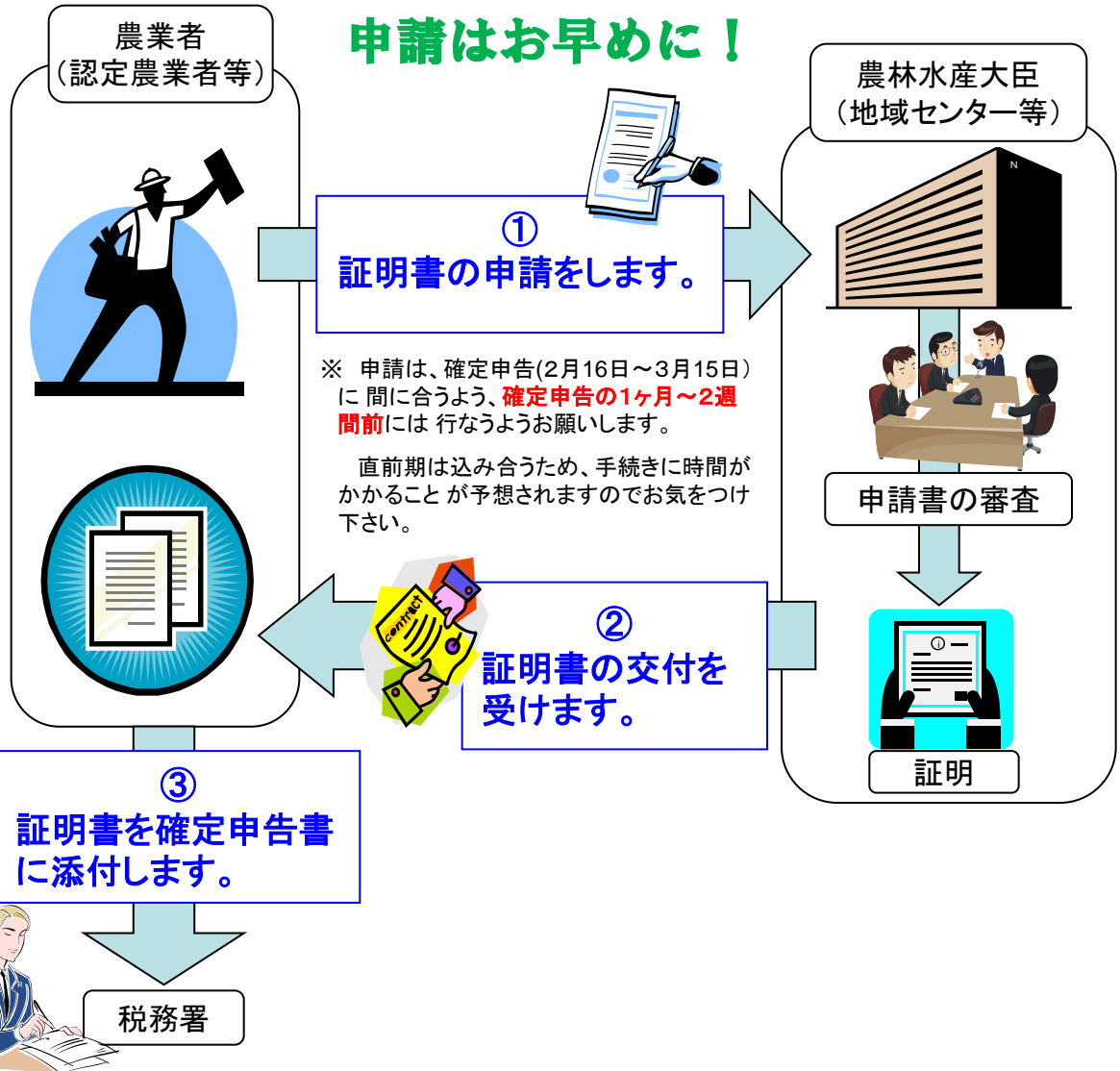
# 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、**対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要**です。

この証明・申告手続きについては、お気軽に地域センター等にお問い合わせ下さい。



## 申請はお早めに！



### 積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し  
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表  
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))

### 取得時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し  
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表  
(固定資産の取得に準備金を充当する場合)
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

# 「お問い合わせ先」一覧

北海道農政事務所経営・事業支援課	011-642-5479 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111 (内線4070)
〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600 (内線3817)
〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161 (内線3915)
〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271 (内線3124)
〔岐阜県 愛知県 三重県〕	
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	075-451-9161 (内線2716)
〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511 (内線2193)
〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111 (内線4374)
〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031 (内線83282)